

令和 2 年 3 月 1 2 日制定（国空航第 3 2 8 0 号）
令和 4 年 3 月 2 9 日一部改正（国空航第 3 0 3 7 号）
令和 7 年 5 月 2 3 日一部改正（国空安政第 3 7 6 号）

航空局安全部安全政策課長

空港管理者によるアルコール検査実施要領

1. 目的

この要領は、自家用航空機の操縦士が航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 70 条に基づく飲酒基準に適合していることをアルコール検査によって確認することにより、自家用航空機の操縦士による酒気帯び状態での空港の使用を防止するために、国が管理する空港において、空港管理者が空港管理規則（昭和 27 年運輸省令第 44 号）第 6 条の規定による空港使用届出の条件に基づく抜き打ちアルコール検査（以下「検査」という。）を実施するに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

なお、この要領において「自家用航空機」とは、航空機のうち法第 100 条第 1 項の許可を受けた航空運送事業及び法第 123 条第 1 項の許可を受けた航空機使用事業、法第 129 条第 1 項の許可を受けた外国人国際航空運送事業の用に供するもの以外のものをいう。

2. 関連規定

「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（航空法第 70 条関係）」（平成 31 年 1 月 31 日付、国空航第 2278 号）

3. 使用するアルコール検知器

アルコール検知器協議会によるアルコール検知器機器認定制度により認定された 2 台以上のアルコール検知器（以下「検知器」という。）を配備し、使用すること。また、検知器は一定の呼気量をもとにアルコールの濃度を測定する機器を使用すること。

検知器に附属されているメーカーの取扱説明書（以下「取扱説明書」という。）に基づき、検知器を常に健全な状態に維持すること。（検知器の更新を含む。）

4. 検査体制

検査の実施者（以下「検査員」という。）は、航空局安全部安全政策課（以下単に「安全政策課」という。）によるアルコール検査に係る必要な教育を受講し、空港管理者に

において抜き打ち検査を行う者として適切であると認められた者とする。なお、安全政策課によるアルコール検査に係る教育に準じて、空港管理者において必要な教育を直接実施してもよい。

検査の実施に当たっては、主担当となる検査員 1 名に加え、少なくとも 1 名以上の立ち会いの下、検査を実施すること。

また、アルコール検査結果の管理簿及びアルコール検知器を維持及び管理する責任者（以下「管理者」という。）を各空港事務所において 1 名指名すること。

5. 検査対象者

空港管理者においてランダムに対象を選定し実施すること。

6. 検知器の事前動作点検

抜き打ちアルコール検査前に取扱説明書に従って、動作点検及び表示確認を行い、少なくとも 2 台の検知器がそれぞれ正常に動作することを確認する。

7. 検査を拒否された場合の対応

拒否の意思を示した自家用航空機の操縦士の氏名及び自家用操縦士航空従事者技能証明書、特定操縦技能審査合格日、航空身体検査証明書の番号を確認し、拒否理由を聞き取り、使用停止等命令書（別紙 3）を手交する。

なお、強制的に検査を実施はしない。聞き取った内容を「アルコール検査実施記録様式」（別紙 2）（以下「記録様式」という。）に記載した後、安全政策課に連絡する。

8. 検査実施手順

検査は以下の手順で実施すること。フローチャートを別紙 1 に示す。

- （1）検査実施前に被検査者に検査の目的及び手順並びに事前周知及び協力依頼を行っている旨をリーフレットに沿って説明すること。

また、自家用航空機の操縦士の氏名並びに自家用操縦士航空従事者技能証明書、特定操縦技能審査合格日、航空身体検査証明書の番号及び有効期間を確認すること。

- （2）1 回目の検査

- ① 被検査者に検知器が取扱説明書に示された初期表示の状態になっていることを示すこと。
- ② 被検査者に未使用のマウスピースを渡し、検知器にセットさせること。ただし拒まれた場合は、検査員がセットすること。また、いずれの場合も、使い回しは行わないこと。
- ③ 検査を実施すること。
- ④ 検査結果の数値を被検査者とともに確認し記録すること。記録については報

告書に記入するとともに、検査結果の数値を画像として記録すること。

(3) 1 回目の検査結果に基づく手順

- ① 検査結果の数値が 0.00 mg/l の場合
検査を終了すること。
- ② 検査結果の数値が 0.01 mg/l 以上である場合
 - ア 被検査者に検査開始前 15 分以内に数値検出の要因となるようなものの飲食等の有無を確認し、記録すること。
 - イ 前項アの確認の後、水でのうがいを勧め、1 回目の検査から 15 分以上経過した後、8.(4) の検査を実施すること。

(4) 2 回目の検査

8.(2) の手順に従って検査を実施すること。

(5) 2 回目の検査結果に基づく手順

- ① 検査結果の数値が 0.00 mg/l の場合
検査を終了すること。
- ② 検査結果の数値が 0.01 mg/l 以上 0.09 mg/l 未満の場合
 - ア 検査を終了すること。
 - イ アルコールが検知されたことを被検査者とともに確認した上で、被検査者に対して当該値のように基準値未満であっても、アルコールの影響は、個人の体質やその日の体調により異なることから、航空機の正常な運航に影響を与えるおそれがある旨、注意文書（別紙 4）を手交するとともに指導すること。
 - ウ アルコールの匂いがする場合、直ちに再検査を行うとともに、安全政策課に連絡し指示を仰ぐこと。
 - エ その他不測の事態が発生した場合、速やかに安全政策課へ連絡し指示を仰ぐこと。
- ③ 検査結果の数値が 0.09 mg/l 以上である場合
航空法第 70 条の目安とする体内アルコール濃度を超過しており、航空法第 70 条の規定に抵触している可能性が高いと判断して、以下の対応を行う。
 - ア 検査の結果、航空法第 70 条の規定に抵触している可能性が高い状態であり、このまま乗務を続けると、安全運航に影響を及ぼすおそれがあるため、乗務を行わないよう、被検査者に警告文書（別紙 5）を手交するとともに警告すること。
 - イ 被検査者の判断結果を速やかに安全政策課へ連絡し指示を仰ぐこと。
 - ウ その他不測の事態が発生した場合、速やかに安全政策課へ連絡し指示を仰ぐこと。

(注) 1 回目の検査結果に比べ数値が上がっている場合は、予備の検知器により直ちに追加の検査を実施し、いずれか低い方の結果の数値を 2 回目の検査結果として採用すること。

9. 再検査を求められた場合の対応

8.（4）及び（5）による検査の後に再検査を求められた場合は、配備している全ての検知器を使用し、8.（2）の手順に従って再検査を行う。その上で、全ての検査結果のうち最も低い値を採用する。

なお、再検査後に更なる検査を追加で求められた場合であっても、追加検査は行わないこととする。

10. 検査結果の報告

検査結果を記録した管理簿（別紙6）を翌月10日までに電子メールで安全政策課へ直接提出すること。なお、記録様式の前紙は各空港事務所においてその検査の日から1年間保存すること。

11. 検査対象外者における飲酒の疑いがある場合の対応

匂い等により明らかに飲酒が疑われる場合、検査体制を確保してこの要領に従って検査を実施すること。

附則（令和2年3月12日 国空航第3280号）

1. この要領は、令和2年4月13日より適用する。

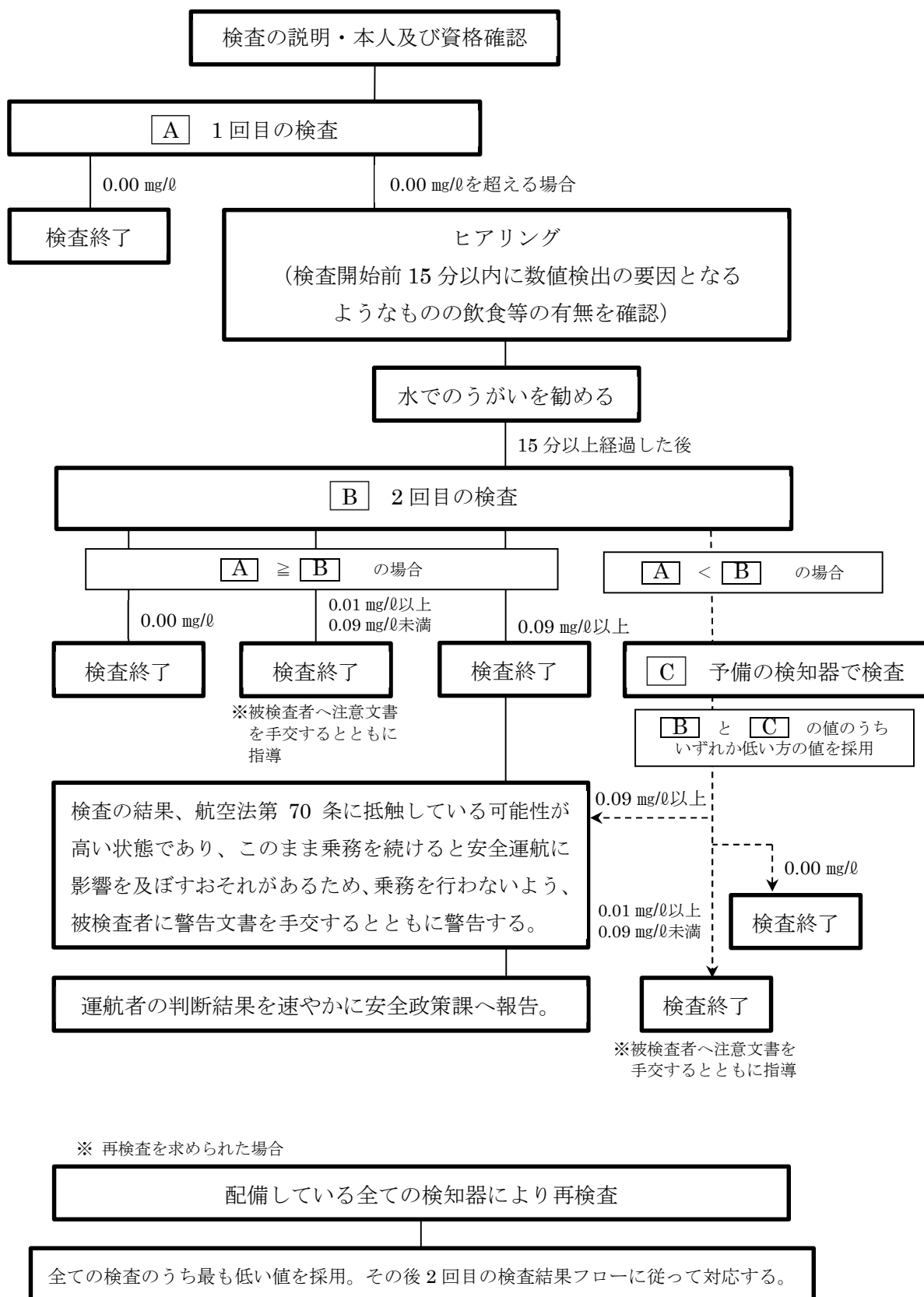
附則（令和4年3月29日 国空航第3037号）

1. この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附則（令和7年5月23日 国空安政第376号）

1. この要領は、令和7年6月1日から適用する。

アルコール検査実施手順フローチャート



※その他不測の事態が発生した場合、速やかに安全政策課へ連絡し指示を仰ぐこと。

アルコール検査実施記録（様式）

The Record of Alcohol Test

【航空局記入欄】

空港名 : _____
Airport

検査日時 : 年 月 日 () 時 分
Test date and time year month day hour minute

検査対象者 : (氏名) (技能証明書番号)
Tested pilot : name license number

検査員 : (氏名)
Inspector : name

アルコール検査結果 : (1 回目) mg/ℓ, (2 回目) mg/ℓ, (3 回目) mg/ℓ
Alcohol test result(s) 1st 2nd 3rd

特記事項 : _____
Note
(※ 呼気にアルコールを保有している場合の対応等を記載する。)

— 【検査対象者記入欄】 — — — — — — — — — —

上記について、相違ないことを確認しました。

I confirm that my test result is correctly recorded.

確 認 日 : 年 月 日
Date of confirmation year month day

住 所 : _____
Address

氏 名 (署 名) : _____
Name (Signature)

【参考様式】※ 各空港事務所での運用に合わせて適宜修正願います。

令和 年 月 日



国土交通省航空局
空港事務所長

殿

使用停止等命令書
Directive to Prohibit Using Airport

貴殿は、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第6条第2項の規定による空港使用届の条件に反し、アルコール検査に応じないため、当空港の使用は認められません。

Our airport denies you from using this airport due to your refusal of the alcohol test, which violates a condition in the notification of airport use under Article 6 (2) of Ordinance for Management of the Airports (Ordinance of the Ministry of Transport No. 44 of 1952).

使用言語は日本語を正とする。
The Official Language is Japanese.

令和 年 月 日



国土交通省航空局
空港事務所長

殿

注意文書
Caution

検査の結果、アルコールが検知され酒気帯び状態であることが確認されました。「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（航空法第70条関係）」（平成31年1月31日付、国空航第2278号）に規定されている基準値（呼気中アルコール濃度：0.09 mg/l）未満であっても、アルコールの影響は、個人の体質やその日の体調により異なることから、航空機の正常な運航に影響を与えるおそれがあります。

当空港では、酒気帯び状態での空港の使用を認めておりませんので、注意・指導します。なお、本注意を無視して運航した場合、航空法第30条の規定に基づく行政処分により技能証明の取り消し又は航空業務の停止命令の対象となる可能性があります。

Although the detected level of alcohol in your body is below the limit (alcohol in the exhale breath: 0.09 mg/l), which is defined in “The effect of the flight crew drinking alcohol on aircraft operation (regarding Article 70 of Civil Aeronautics Act)” Koku-Ku-Ko No. 2278 dated 31 JAN 2019, proper aircraft operation may be affected by alcohol that is varied by individual predisposition and physical condition.

Our airport issues this document as a caution and administrative direction, to not operate aircraft at this airport while under the influence of alcohol.

If you continue to perform a flight duty without acceptance of this caution and direction, there is a possibility that your license will be cancelled or you will be ordered not to take any flight duties as administrative punishment based on Article 30 of Civil Aeronautics Act or equivalent act in ICAO member states other than Japan.

使用言語は日本語を正とする。
The Official Language is Japanese.

令和 年 月 日

国土交通省航空局
空港事務所長

殿

警告文書
Warning

検査の結果、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 70 条の規定に基づく「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（航空法第 70 条関係）」（平成 31 年 1 月 31 日付、国空航第 2278 号）に規定されている基準値（呼気中アルコール濃度：0.09 mg/l）を超えるアルコールが検知されており、航空法第 70 条の規定に抵触している可能性が高い状態です。このまま乗務を続けると、安全運航に影響を及ぼすおそれがあり、当空港では、酒気帯び状態での空港の使用を認めておりませんので、乗務を行わないよう警告します。

なお、本警告を無視して運航した場合、航空法第 70 条違反として 3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処せられる可能性があり、また、航空法第 30 条の規定に基づく行政処分により技能証明の取り消し又は航空業務の停止命令の対象となる可能性があります。

This document warns you not to continue to perform flight duties, because the detected level of alcohol in your body exceeds the limit (alcohol in the exhale breath: 0.09 mg/l) which is defined in “The effect of the flight crew drinking alcohol on aircraft operation (regarding Article 70 of Civil Aeronautics Act)” Koku-Ku-Ko No. 2278 dated 31 JAN 2019 associated with the Article 70 of Civil Aeronautics Act, and this exceedance may affect the safety of flight.

If you continue to perform a flight duty without acceptance of this warning, you may get a maximum of 3 years imprisonment or be fined a maximum of 500 thousand yen as a violation of Article 70 of Civil Aeronautics Act. In addition, there is a possibility that your license will be cancelled or you will be ordered not to take any flight duties as administrative punishment based on Article 30 of Civil Aeronautics Act or equivalent act in ICAO member states other than Japan.

使用言語は日本語を正とする。
The Official Language is Japanese.

管理簿（報告書様式）

空港名：

検知器：テックウェルインターナショナルジャパン・i-Checker（FT-001）

製造番号：

日 付	氏名／技能証明書番号	検 査	時 刻	結 果
年 月 日		1 回目	時 分	mg/l
		2 回目	時 分	mg/l
		3 回目	時 分	mg/l
年 月 日		1 回目	時 分	mg/l
		2 回目	時 分	mg/l
		3 回目	時 分	mg/l
年 月 日		1 回目	時 分	mg/l
		2 回目	時 分	mg/l
		3 回目	時 分	mg/l
年 月 日		1 回目	時 分	mg/l
		2 回目	時 分	mg/l
		3 回目	時 分	mg/l
年 月 日		1 回目	時 分	mg/l
		2 回目	時 分	mg/l
		3 回目	時 分	mg/l
年 月 日		1 回目	時 分	mg/l
		2 回目	時 分	mg/l
		3 回目	時 分	mg/l
年 月 日		1 回目	時 分	mg/l
		2 回目	時 分	mg/l
		3 回目	時 分	mg/l
年 月 日		1 回目	時 分	mg/l
		2 回目	時 分	mg/l
		3 回目	時 分	mg/l